

## 6.2.3.1 「ロード」の定義

質問：銃の「ロード」の状態とは、銃または薬室に弾が装填されている状態を指すのか、それとも装填後アクションが閉鎖された状態を指すのか。

答え：銃に実弾や空気銃弾が触れた時をもってロードされたものとみなされる。「ロード」の号令があるまでは、銃、薬室、銃身に実弾や空気銃弾を置くことはできない。

## 6.3.6.4 25m種目におけるバックングターゲット (副的)

このルールは、すべての25m電子標的において、25m標的枠全体をカバーするバックングターゲットの設置の義務付けているものである。

質問：25mの紙標的においても同様の大きさのバックングターゲットの設置を義務付けているのか。

答え：そうである。25mバックングターゲットは標的に当たらなかった弾を特定するためのものであるため、25m種目においては常に標的枠全体をカバーするバックングターゲットを設置しなければならない。

## 6.7.7.1 b) 用具検査センター

これは、このルールが組織委員会や用具検査ジュリーに、用具検査室が「公式練習日からライフル、ピストル、ランニングターゲットの競技が終了する日まで、選手の用具の自主検査のために開けられていなければならない」ことを要求していることを注意喚起するためのものである。重要なのは、大会期間中いつでも全ての選手に対して用具検査ができるようになってきていることである。引金や弾速チェックを行うピストル選手に対しては、25m射場で引金おもりや弾速計が利用できるようにする。

## 6.7.7.1 e) ライフルジャケットとズボンの用具検査シール

ライフルジュリーと用具検査ジュリーは、すべてのライフルの射撃ジャケットと射撃ズボンが検査を受け、シリアルナンバーの入ったタグが付けられていることを認識している。このシリアルナンバーはISSFのデータベースに登録されていなければならない。ライフル選手はそれぞれの用具にたった一つの有効なタグを付けており、ルール違反がないことをランダムにチェックされる。もし選手権大会においてこのシリアルナンバーの付いたタグがないジャケットやズボンを使用する場合、それらは臨時の検査を受け、用具検査シールが貼られる。しかしながら、シリアルナンバー付きのタグがなければ、その検査はその大会しか有効とならない。

#### 6.7.9.1 競技後検査

このルールは競技後検査で検査される用具を特定している。ライフル種目の検査では射撃ジャケット、射撃ズボン、下着、テーピング、ライフル銃の検査が行われなければならない。ピストル種目の検査では靴、テーピング、引金の重さ、ピストルのサイズ、グリップと弾速（25mRFPのみ）の検査が行われなければならない。ショットガン種目の検査では弾薬およびスキートのマーカータープの検査が行われなければならない。このルールでは、競技後検査で違反が見つかった際に失格となるのは、6.7.9.1で挙げられている特定の用具だけであると解釈される。ブラインダーや帽子のように挙げられていない用具の違反は軽微な違反とみなされ警告を受けるだけで、失格となることはない。ジュリーは、練習または本選が完了する前に、これらの用具の違反を発見し直させるべきである。

#### 6.14.1 速報の発表

審査室は、このルールにより「各種目、各射群、各ステージが終了後、可能な限り速やかに速報を射場の成績発表板に掲示しなければならない」ことを要求される。ファイナルのスタートリスト作るにあたり、速報の掲示と10分間の抗議時間の提供（6.16.6.1）が必要となる。これは射群終了後、たとえ競技後検査がまだ終了していなくても、直ちに行わなければならない。競技後検査の完了を待つ必要はない。もし失格者が出た場合は、速報の第2版を出せばよい。この手順はファイナルスタートリストの発表とファイナル開始の遅れを避けるために必要なことである。

#### 6.17 ファイナルでのシュートオフや故障後の再射、完射

この2年間に、同点のシュートオフや故障後の再射、完射の際に、撃っていいのか、いけないのか、選手が迷っているという不幸な状況に何度か出くわした。ISSFは、選手がどうすべきなのかははっきりと理解するのが難しいこのような状況を認識している。このような状況が生じた場合、選手にはペナルティが科されることはない。状況をはっきりとさせる必要がある場合、ジュリーはシュートオフに参加する選手にそのことを把握させ、装填について助言して、選手に認識させるために介在し、そしてシュートオフを完了させるようにすべきである。ジュリーと射場役員は、シュートオフや故障後の再射、完射に参加していない選手に装填をさせないようにする用意もしておくべきである。

#### 6.17.1.3 ファイナル中に選手は援助を受けることはできない

6.17.1.3は選手に「ファイナルを完了させるに十分な弾薬を含む用具をもって出頭する」ことを要求している。このことは、ファイナルを開始するために射座に呼び込まれたファイナリストは、コーチ、射場役員またはジュリーはファイナルの準備や姿勢の切替えの手伝いをするとはできない。忘れたり落とした用具を運んでもらうのは許されない。選手が忘れ物を取りに準備室に戻ることは許されるが、他の選手の邪魔をすることなく、追加時間

は認められず、選手紹介時には射座にいないなければならない。

6.17.1.12 d) と 6.17.1.12 k) ファイナリストはいつセフティフラッグを外すことができるのか

これら2つのルールには矛盾がある。6.17.1.12 d) では、ライフル・ピストルのファイナリストがFOPで姿勢をとったとき、「セフティフラッグをはずして居銃し、・・・空撃ちをすることはできない。」と書いてあるが、6.17.1.12 k) では、「セフティフラッグは準備および試射時間が始まるまで、銃に挿入されていなければならない。」と書いてある。ISSFのライフルおよびピストル委員会は、6.17.1.12 k) を優先するルールとすることを決定した。ファイナリストが射座に呼び出されたときには「銃を取り扱い、姿勢をとり、居銃し、照準練習をすることができるが、準備および試射時間が開始されるまで、セフティフラッグを外したり、空撃ちをすることはできない。」

### 6.17.3 ライフル三姿勢種目のファイナル

三姿勢種目のファイナルに特別な用具箱が導入された理由は、FOPをきれいに整頓された状態に保つ方法を提供するため、それによりライフル三姿勢種目のファイナルがテレビ視聴者や観客に対してより魅力的になるからである。我々のスポーツの成功にとって、イメージは重要な問題である。用具箱の使用に関する基本的なルールは、FOPに持ち込まれた用具のうちライフルと射撃スタンドを除くファイナルに使用する全ての用具を用具箱の中に入れておかなければならないし、各姿勢において使用しない用具は用具箱の中に入れていかなければならない。伏射において射撃ズボンを使わない場合、折り畳んで用具箱の中に入れておかなければならない。三姿勢種目のファイナリストは使わない用具を用具箱の中に入れておくように要求される。もしも故意でなく何かが外に出ていた場合、ジュリーまたは射場役員はそれを箱の中に入れることができる。射場役員およびジュリーも、選手が伏射から立射に姿勢を変えた後に、射撃マットをたたんだり、片づけたりすべきである。

### 6.17.3 d) ファイナルの選手紹介中のセフティフラッグの挿入

この件についてはルールで明確になっている。「ファイナリストはライフルを抜弾し、セフティフラッグを挿入し、ファイナリストの紹介に備える」そしてさらに「射場役員は銃の薬室が開けられて、セフティフラッグが挿入されていることを確認しなければならない」。射場役員やジュリーは、ライフルおよびピストルのファイナリストの紹介中のセフティフラッグの挿入の実施を継続することを忘れないようにすること。

### 6.17.5 25mピストル女子のファイナル

25mピストル女子のファイナルにおける選手の用具の管理に関する新しい方法がグラナダの世界選手権大会で取り入れられた。ファイナリストは、ピストル、弾薬、用具を入れる

小形の用具箱を与えられる。ファイナリストは、それを使って射座まで用具を運んだり、セミファイナルの後に銅メダルマッチに臨む2人の選手が射座CおよびHに移動するために用具を運んだり、金メダルマッチの2人が、許可を得て、ピストルなどを選手控室に運んだりすることができる。その他の選手はその箱を使って射場の脇のテーブルに用具を運び、その後コーチとともに席に着く。この方法はセミファイナルからメダルマッチへの移行をより楽にすることになった。2015年および2016年でも継続して取り入れていきたい。

#### 6.19 ISSFのドレスコードはコーチにも適用されるか。

ISSFのドレスコードは選手(6.19.2)と役員(6.19.3)については明確に適用される。6.19.3にははっきりとコーチの名前は挙がっていないが、ISSFとしては、観客やメディア、TVの目にさらされるFOPに入ることのあるコーチについては適切な服装をしてほしい。このことは数百万人のTV視聴者が見ているオリンピックのファイナルでは特に重要なことである。このことは、本選やファイナルでFOPに行くことがあるコーチはサンダル、ジーンズ、カットオフTシャツやその他のスポーツの現場にふさわしくない服装は身に着けるべきではないことを意味している。

#### 7.4.5.1 e) バットプレート下部の突出物の禁止

このルールはバットプレートの下部から突出する装置やウエイトの使用を禁止している。それはその様な装置をバットストックの別の位置にテープを巻き付けて取り付けこれらの装置やウエイトがストックの一部であるように主張することも許していない。バットプレートの下部から突出した7.4.5.1 e) に違反するような装置やウエイトは、たとえそれがテープで覆われていようとも違反である。

#### 7.5.7 下着

ライフルの三姿勢種目の選手の中には、立射の準備の際に二枚目の下着を重ね着する者がいる。これは全下着の厚さが合計で2.5mmを越えなければ許されることである。下着を二枚重ねで着るような選手には、下着全体の厚さが2.5mmを超えないことと、競技後検査の指名検査の対象になることがあることを助言すること。

#### 7.7.3 姿勢切り替えの際の試射的への切換えミス

2014年のWCの中で何度か見かけた、6.11.7.1が間違っって解釈され、一つの姿勢で本射を撃ち終ったあと次の姿勢のために試射に戻すのを怠ったライフルの三姿勢種目の選手にペナルティが科せられた事例がある。選手が試射的に戻し忘れて、新しい姿勢の試射の一発目を撃ってしまうとモニターには以前の姿勢の超過弾として表示されてしまう。これは2点の減点を科すものではない。6.11.7.1や7.7.3の目的は、このような操作上の間違いをした選手にペナルティを科すことではない。特に簡単に修正できる事なら、な

おさらである。競技中にこのような事態が生じたならば、射場役員と競技ジュリー（ライフルジュリーおよびピストルジュリー）は射場事故報告（様式 I R）を完成させ、すぐに射場コントロール室に勤務している電子標的の技術役員と審査ジュリーに報告しなければならない。技術役員と審査ジュリーは E S T システムに人手による修正を行い F O P にある選手個人のモニターを試射に直す。

#### 8.7.6.2 e) 「ロード」の号令前の撃発に対する失格（25mのピストル種目）

「ロード」の号令前の装填や撃発に対する正しいペナルティに関する質問を受け取った。6.2.3.4では「選手が“LOAD”または“START”の号令の前、・・・、その安全性が問われるならば、その選手は失格になる場合がある。」と書いてある。一方、25mピストル種目だけに適用される8.7.6.2 e)には「“LOAD（ロード）”の号令前の撃発については、失格としなければならない。」と書いてある。もしこのような違反が、25mピストル種目で起こったならば、8.7.6.2 e)が適用されなければならない。その他の種目の場合、ジュリーは安全の問題、思い違いの結果、その他の原因があるかどうかを判断しなければならない。

151121 理事会決定事項

競技運営委員会

## デジタル厚さ測定器での測定結果と判断について

☆本件について理事会での議論を経て下記の対応をとることになりました。

### 1. 趣旨

2012年初めより、わが国にワルターゲーマン社製755-T型厚さ測定器（デジタル表示）が入荷し、日ラの公認測定器具としてISSFの公認に基づき型式認証するとともに国内大会の用具検査で使用を開始した。本年の幾つかの全国大会で、主に韓国マークスマン社製のジャケット、ズボンの厚さが、規程の2.5ミリを越える測定値となり、厳格な判定により失格者が出る例が複数あったが、いっぽう同じジャケットの同じ箇所の測定値が測定機器により異なる例もあるなどの状況もあった。

現状市販されているジャケットなどの用具は、高温多湿の気候での多量の発汗などの影響を受け易い材質のものがあるが、いっぽう、デジタル式厚さ計自体のアームのガタつきによる誤差の発生や、測定前検証の方法が確立されていないことなどを勘案し、国内においては当面下記の対応をとることとする。

### 2. 対応案

国内競技会においては、当面の間、ワルターゲーマン社製のデジタル式厚さ測定器でのジャケット、ズボン、靴、グローブ、下着、スリング、ベルト等の測定結果については基準を0.1ミリ越えた場合（ジャケットの場合は2.6ミリ）は、警告として失格にはせず、基準値を0.2ミリ越えた場合から、 Jury 団で確認のうえ失格とする。

なお、国際大会に出場する選手については、当該測定器の値でそのまま合否判定される懸念もあるため、余裕を持った厚さ測定値となるよう用具を調整することを推奨する。

以上

(160220 理事会改訂承認)

## 競技記録公認規程

本規程は、競技会において作られる日本記録、国内最高記録を含む記録の公認について定める。記録の公認は、段級、推薦等の基本となる事項である。

### (記録の公認)

第1条 公益社団法人日本ライフル射撃協会（以下協会という）は、この規定により日本国内に於けるライフル射撃競技の記録を公認する。

### (公認の条件)

- 第2条 公認の対象とされる記録は、次の各号に該当するものとする。
1. 協会または加盟団体の特別の承認がない限り、協会（加盟団体を含む）の会員によってつくられたものであること。
  2. 協会の公認する競技会で作られたこと。
  3. 協会の競技規則に定められた競技種目であること。（別表1）
  4. 協会の競技規則に従ってつくられたこと。
  5. 協会のテクニカル・デレゲートまたは競技委員長によって確認、報告されたこと。
  6. 協会の検定基準に基づき、公認された射撃場、銃器及び標的等で作られたこと。

### (記録公認の行為)

- 第3条 協会は、「公認競技会の格付け規程」に基づき決められた競技会のグレードに則して、次のとおり一部の競技会については、加盟団体に委任して実施する。
- ① グレード1、グレード2、格上グレード3の競技会  
当該競技会の記録公認は、協会の競技運営委員会において行う。  
当該競技会のテクニカル・デレゲートまたは競技委員長による競技記録は、競技会終了後すみやかに協会の競技運営委員会に報告されなければならない。
  - ② グレード3、グレード4の競技会  
当該競技会の記録公認を、当該競技会を主管する加盟団体に対して委任する。  
当該競技会を主管した加盟団体は、公認記録を3年間保管しなければならない。  
なお、当該競技会において段級審査を実施した場合は、競技会実施報告書（様式1）により、段級審査実施の報告をしなければならない。
  - ③ 国外における競技会  
理事会が派遣を決定した国外で開催される競技会については、その記録を公認する。

### (最高記録の公認)

- 第4条 日本における最高の記録は、次により公認する。
1. 最高の記録は、次のとおり日本記録と国内最高記録に別けて管理される。
    - ① 日本記録は、ISSF 種目、国民体育大会種目、ジュニア育成目的の種目に設けられ、本選得点とファイナル得点が別けて公認される。（別表2）
    - ② 国内最高記録は、協会が定めた競技種目のうち、日本記録種目に準ずる種目とする。（別表2）
  2. 日本記録は、各種目の個人および団体（3名）とする。

3. 日本記録は、各種目の個人および団体に、ジュニアの区分を設けることができる。  
ジュニア区分 当該年度の12月31日現在で、21歳未満のものとの記録とする。
4. 日本記録は、次に定める種目のファイナル競技記録については、本選得点とファイナル得点を加算したものとするができる。  
①国民体育大会種目のうち、CP60M。
5. 上記以外で、理事会に於いて認めた種目については公認する。

(日本記録、国内最高記録の対象競技会)

- 第5条 日本記録、国内最高記録は、次のグレードの競技会において達成されたときに公認される。
- ① グレード1、グレード2の競技会
  - ② グレード3の競技会においては、公認競技会の格付規程で定めるグレード1、グレード2相当の競技会運営がおこなわれ、総参加者数が30名以上かつ当該種目に8名以上(団体にあつては5チーム)の参加が見込まれる場合に、事前に理事会の承認を得ることで、対象競技会とする。
  - ③その他事前に理事会で承認した競技会については、対象競技会とする。

(グレードとファイナルの実施)

- 第6条 グレード1、2および格上3の競技会で、ライフルおよびピストルのオリンピック種目の競技を行う場合は、当該大会のTDが実施不可能と判断する場合を除き、必ずファイナルを実施しなければならない。

(新記録の公認)

- 第7条 新記録の公認は、以下により行われる。
1. 日本記録は、理事会の承認後に発表する。ただし、全日本選手権、国民体育大会、オリンピック大会、世界選手権、ワールドカップ、アジア大会及びアジア選手権で樹立された日本記録は、自動的に公認される。
  2. 国内最高記録は、理事会の承認後に発表する。

(公認の申請)

- 第8条 公認競技会を開催した時は、公認申請様式により、次の手続きをとらなければならない。
- ① 公認競技会のテクニカル・デレゲートまたは競技委員長は、競技会終了の日から原則として2週間以内に競技会報告書(様式1)と記録申請書(様式2)を協会に送付する。
  - ② 国外における記録については、その競技会の統轄団体が証明する報告書をもってこれに代える。
  - ③ 協会に送付された記録で日本記録に該当する記録は、理事会の審査・承認を経てこれを発表する。

(補 則)

- 第9条 協会は、公認の判定を行なった後でも、その判定を変更すべき明らかな理由があるときは、理事会の承認を受けた後に、その判定を変更できるものとする。

(附 則)

第 10 条 本規程の改廃は、理事会にて行う。

1. 本規程は昭和 42 年 5 月 3 日施行
2. 昭和 44 年 6 月 22 日改正
3. 昭和 46 年 10 月 25 日改正
4. 昭和 47 年 6 月 24 日改正
5. 昭和 57 年 4 月 1 日改正
6. 昭和 59 年 6 月 22 日改正
7. 平成元年 4 月 1 日改正
8. 平成 13 年 10 月 20 日改正
9. 平成 20 年 10 月 25 日改正
10. 平成 21 年 5 月 30 日改正され、平成 21 年 6 月 1 日より施行する。
11. 別表 1,2 は、平成 22 年 2 月 27 日改正され、平成 22 年 2 月 27 日より施行する。
12. 別表 1,2 は、平成 23 年 2 月 26 日改正され、平成 23 年 4 月 1 日より施行する。
13. 平成 23 年 11 月 26 日改正され、平成 23 年 12 月 1 日より施行する。
14. 別表 2 は、平成 24 年 2 月 25 日改正され、平成 24 年 4 月 1 日より施行する。
15. 平成 26 年 2 月 22 日改正され、平成 26 年 4 月 1 日より施行する。
16. 平成 27 年 2 月 21 日改正され、平成 27 年 4 月 1 日より施行する。
17. 平成 27 年 7 月 25 日改正され、平成 27 年 8 月 1 日より施行する。
18. 平成 28 年 2 月 20 日改正され、平成 28 年 4 月 1 日より施行する。

別表1 記録公認の対象種目 (20150401改訂案)

区 分		種 目	射距離	備考
ライフル ・ 男子	ビックボア・ライフル	3×40M、3×20M、 3×20Mスリット、 P60M、P40、P20、 F40、F20	300m、 150m、 100m、 50m	1.スコープ付を含む。 2.F40、F20は、依託による標的射撃を含む。
	スモールボア・ライフル	3×40M、3×20M、K20M、 P60M、P40、P20、F40、F20	50m	1.スコープ付を含む。 2.F40、F20は、依託による標的射撃を含む。
	エア・ライフル	S60M、3×20M、P60M	10m	
	ビーム・ライフル	BRS60M、BRS30M、BRT60M、 BRF40M、BRF20M	10m	1.F40、F20は、依託による標的射撃を含む。
ライフル ・ 女子	ビックボア・ライフル	3×20W、P60W、P40、P20、 F40、F20	300m	1.スコープ付を含む。 2.F40、F20は、依託による標的射撃を含む。
	スモールボア・ライフル	3×20W、P60W、P40、P20、 F40、F20	50m	1.スコープ付を含む。 2.F40、F20は、依託による標的射撃を含む。
	エア・ライフル	S40W、3×20W、P60W、P40W	10m	
	ビーム・ライフル	BRS40W、BRS20W、BRT60W、 BRF40W、BRF20W	10m	1.F40、F20は、依託による標的射撃を含む。
ピストル ・ 男子	50mピストル	50mピストルM	50m	
	ラピッド・ファイア・ピストル	RFP60M	25m	
	センター・ファイア・ピストル	CP60M、CP30M	25m	
	スタンダード・ピストル	SP60M	25m	
	エア・ピストル	AP60M	10m	
	ビーム・ピストル	BP40M、BPF40M、BPF20M	10m	
ピストル ・女子	25mピストル	25mピストルW	25m	
	エア・ピストル	AP40W	10m	
	ビーム・ピストル	BP40W、BPF40W、BPF20W	10m	
ハンドライフル	ハンドライフル	HR40	10m	
前装銃	長筒	立射10発、膝射10発	50m	
	侍筒	侍筒10発	50m	
	短筒	短筒10発	25m	

注1) 表中の、F40、F20 (依託による標的射撃を含む) は、依託台を使用しての40発、20発競技を含む。ただし、いわゆるベンチレスト射撃 (集弾の大きさを競うもの) は含まない。

別表2 日本記録及び国内最高記録の対象種目

区分・種目		日本記録		国内最高記録		
		本選得点	ファイナル			
ライフル・男子	ビックボア・ライフル	3×40M	○(アイアンサイト)	×	○	・日本記録種目を除く ・射距離 300,150,100m ・スコープ付きは「スコープ付」と記載
		P60M	○(アイアンサイト)	×	○	
		P40M	×	×	○	
		3×20Mスタンダード*	○(アイアンサイト)	×	○	
		3×20M	×	×	○	
	スモールボア・ライフル	3×40M	○(アイアンサイト)	◎(アイアンサイト)	×	・屋内射場での日本記録は、「屋内」と記載
		P60M	◎(アイアンサイト)	◎(アイアンサイト)	×	
		K20M	○(アイアンサイト)	×	×	
		3×20M	×	×	○	
	エア・ライフル	S60M	◎	◎	×	
		P60M	◎	×	×	
	ビーム・ライフル	BR S 60M	◎	◎	×	
BR S 30M		◎	×	×		
ライフル・女子	ビックボア・ライフル	3×20W	○(アイアンサイト)	×	○	・日本記録種目を除く ・射距離 300,150,100m ・スコープ付きは「スコープ付」と記載
		P60W	○(アイアンサイト)	×	○	
	スモールボア・ライフル	3×20W	○(アイアンサイト)	◎(アイアンサイト)	×	屋内射場では、「屋内」と記載
		P60W	◎(アイアンサイト)	×	×	
	エア・ライフル	S40W	◎	◎	×	
		P40W	◎	×	×	
	ビーム・ライフル	BR S 40W	◎	◎	×	
		BR S 20W	◎	×	×	
		BR T 60W	×	×	◎	

注1) ○は、整数表示による得点。

注2) ◎は、小数点表示による得点

参考日本記録として認定： 屋内射撃場にて樹立された日本記録については、「屋内」と表示する。

区分・種目			日本記録		国内最高記録	
			本選得点	ファイナル		
ピストル・男子	50mピストル男子	50mピストル60M	○	◎	×	
	ラピッド・ファイア・ピストル	R F P60M	○	注3	×	
	センター・ファイア・ピストル	C P60M、C P30M	○	注4	×	
	スタンダード・ピストル	S P60M	○	×	×	
	エア・ピストル	A P60M	○	◎	×	
	ビーム・ピストル	B P40M	○	◎	×	
ピストル・女子	25mピストル女子	25mピストルW	○	×	×	
	エア・ピストル	A P40W	○	◎	×	
	ビーム・ピストル	B P40W	○	◎	×	
ハンドライフル	ハンドライフル	HR40	×	×	○	
前装銃	長筒	立射10発	×	×	○	
		膝射10発	×	×	○	
	侍筒	侍筒10発	×	×	○	
	短筒	短筒10発	×	×	○	

注1) ○は、整数表示による得点。

注2) ◎は、小数点表示による得点

注3) ラピッド・ファイア・ピストルのファイナルの単位は、ポイントとする。

注4) センター・ファイア・ピストルのファイナルの日本記録は、本射得点にファイナル得点を加算した得点とする。

参考日本記録として認定： 屋内射撃場にて樹立された日本記録については、「屋内」と表示する。

様式1

[ G1、G2、G3+の競技会並びに段級審査をおこなったすべての競技会。  
なお、G3、G4競技会で、段級受験が無い場合は、報告を要しない。 ]

平成 年 月 日

公益社団法人 日本ライフル射撃協会

競技運営委員長 様

テクニカル・デレゲート又は競技委員長 氏 名

(自筆署名)

主管団体名

## 競技会実施報告書

次の通り、競技会を開催しましたので、報告いたします。

### 記

#### 1. 競技会の実施について

- 1) 競技会のグレード (G \_\_\_\_\_)
- 2) 競技会名 \_\_\_\_\_
- 3) 競技会場名 \_\_\_\_\_
- 4) 実施種目及び参加者数 \_\_\_\_\_

#### 2. 記録の報告

- 1) 日本記録・国内最高記録の申請について (有・無)  
(G1、G2、G3+の競技会が対象)
- 2) 段級受験について (有・無)

#### 3. 添付書類

- 1) 競技運営状況報告  
(G1、G2、G3+の競技会が対象)  
(G3、G4の競技会は、日ラ競技運営委員会より依頼があった場合に、報告する。参考様式参照)

- 2) 記録表 (G1、G2、G3+の競技会が対象)

#### 4. その他

以上

様式2 (日本記録・国内最高記録 報告書)  
(G 1、G 2、G 3+競技会)

日本記録・国内最高記録 報告書	
競技会	
競技日	
競技者(所属)	
競技種目	
記録	今回の記録 (新記録)
	現在の記録
備考	
<p>____年__月__日</p> <p>テクニカル・デレゲート又は競技委員長 _____</p>	

注1) 銃器用具検査用紙の写しを添付

注2) 標的又は記録プリンター出力紙を添付

様式3 (段級受験報告書)  
 (G1、G2、G3、G4の競技会使用)

段 級 受 験 報 告 書			
競技種目 及び段位			
競技日			
受験者数			
合格者数			
合格者名			
備考			
<div style="text-align: center; margin-bottom: 10px;">           ____年 ____月 ____日         </div> <div style="text-align: center;">           テクニカル・デレゲート又は競技委員長 _____         </div>			

参考 競技運営状況報告

(G 3、G 4 競技会で日ラ競技運営委員会より依頼のあった場合に報告が必要)

競技会 報告書	
競技会名	
期 日	
主管団体名	
公認射撃場	公 認 (第__種) <input type="checkbox"/> 射撃場公認証確認 (確認したら <input checked="" type="checkbox"/> )
使用標的	電子標的 m. m. (ビームもこの欄) 紙 標 的 m. m.
電子標的 ビーム標的	標的装置にオフィシャルサプライヤーが貼付した 公認証確認 ( 年 月 ) = 有効
紙標的	<input type="checkbox"/> 協会標章確認 (確認したら <input checked="" type="checkbox"/> ) <input type="checkbox"/> 大口径標的公認証貼付
紙標的採点	<input type="checkbox"/> 自動標的採点機 <input type="checkbox"/> プラグゲージ
<報告事項>	
____年__月__日	
テクニカル・デレゲート または 競技委員長 _____	

TD 意見書

( ) 抗議があったものに対するもの

( ) それ以外のことについて

1. 事実の確認

2. ジュリーからの改善意見

3. 組織委員会からの改善意見

4. TDの改善意見

場所

日付

テクニカルデレゲート \_\_\_\_\_

(16/2/20 理事会資料審議)

## 段級審査規程

### 【総 則】

(趣旨)

- 第1条 本規程は、射手の技量・学識を審査して、これに適合する段級位を授与し、もって本人に励みを与えると共に射撃技術の向上と射撃競技発展の一助とすることを目的とする。
- 第2条 わが国におけるライフル射撃の段級審査は、すべて本規程に準拠して実施する。段級位の授与は、公益社団法人日本ライフル射撃協会（以下「協会」という）がこれを行う。

### 【段級審査委員会】

(運用)

- 第3条 本規程の適正な管理を行うと共に高段者の段級審査を行い、協会の地方加盟団体およびその他の加盟団体（以下「加盟団体」という）より登録申請に対する最終審査を行うため、「中央段級審査委員会」を置く。
- 第4条 中央段級審査委員会の委員は、協会の理事会において選任する。  
委員会の構成は次のとおりとする。
- |      |     |
|------|-----|
| 委員長  | 1名  |
| 副委員長 | 2名  |
| 委員   | 若干名 |
- 委員の任期は本協会役員の任期と同一とする。ただし、再任を妨げない。
- 第5条 加盟団体は、加盟団体の段級審査業務遂行のため、それぞれの段級審査委員会を設けるものとする。  
その構成は、中央段級審査委員会に準ずる。  
加盟団体が設ける段級審査委員会およびその委員については、あらかじめ協会に申請して承認を得なければならない。
- 第6条 段級審査委員は、公認審判員の資格を有する者から選任しなければならない。

### 【段級位および称号】

- 第7条 段級位の区分および種目は<付表1>のとおりとし、それぞれの成績に対して段級位を授与する。この場合、段級位の頭書に当該区分名を、後尾に種目を付して呼称するものとする。段級位およびその基準点は<付表2～7>のとおりとする。なお、前装銃については、日本前装銃射撃連盟より中央段級審査委員会

- に提案されたものを審議したのち、理事会の議決を経て制定するものとする。
- 第8条 ライフル射撃界の発展に尽力のあった者、あるいは過去において射撃技術が特に優秀であった者に対し、中央段級審査委員会の答申を経て、理事会の決議により師範の称号を贈ることができる。
- 第9条 前条の師範の登録料は50000円とするが、名誉的な贈呈など事情により理事会の承認を得て無償とすることができる。
- 加盟団体より推薦する場合にあっては推薦理由書および本人のスポーツ歴を添付のうえ提出すること。

#### 【段級審査】

- 第10条 段級審査会は、次の2種類とする。
1. 中央段級審査会（協会本部に置く）
  2. 加盟団体段級審査会（加盟団体ごとに置く）
- 第11条 段級審査会は、競技会等を兼ねて開催するものとする。
- 加盟団体段級審査会にあっては、競技会とは別に段級審査会を開催することができる。この場合、受験できる種目は1種目につき3名以上の参加者で競技することを原則とする。ただし、前装銃については参加者1名の種目から受験できるものとする。
- いずれの場合も、段級審査委員2名以上の立会いを要する。ただし、段級審査委員の立会いに支障がある場合は、当該段級審査委員長の委嘱による公認審判員2名以上をもってこれに代えることができる。
- 第12条 段級審査を兼ねて開催する競技会は、次のとおりとする。
- 段級審査を兼ねて競技会を開催した場合は、記録公認規程に基づき、「競技会実施報告書」を提出するものとする。なおG4以上の大会では段級合格者の点数が確認できる当該種目の競技会成績表も合わせて提出のこと。
1. 中央段級審査会  
公認競技会の格付け規程に基づくG1、G2及び格付規程に基づきG2相当と認められた格上G3の競技会
  2. 加盟団体段級審査会  
公認競技会の格付け規程に基づくG3、G4の競技会

#### 【段級審査委員会、段級審査会と段級の関係】

- 第13条 段級審査委員会、段級審査会と審査する段級の関係は、次のとおりとする。
1. 中央段級審査委員会は、中央段級審査会において全段級位を審査する。
  2. 加盟団体段級審査委員会は、加盟団体段級審査会において4段以下の段級位を審査する。

3. 中央段級審査委員会の委員は、加盟団体の段級審査会、または主催者の要請により、他の段級審査会に立ち会うことができる。

#### 【受験および受験の手続き】

第14条 初段以上の段位受験には、協会の会員資格を要し、1級以下の級位受験には、加盟団体の会員資格を必要とする。ただし、ビーム関係の6級以下の受験には、特に会員資格を設けない。

第15条 受験の方法は次のとおりとする。

1. 段級位の受験は、下級から順次上級におよぶものとする。
2. 5級と1級の受験は必須とする。それ以外の級位は受験を省略することができる。
3. 級位のすべてならびに初段から4段までは同時受験することができる。  
1級と初段の同時受験はできない。
4. 段級区分において、他の区分の種目を受験する場合は、級位にあつては同級より直接受験することができるが、段位にあつては初段からの受験とする。
5. 同一区分内の他の種目を受験する場合は1段級上位より受験することが出来る。
6. 学科試験は、5級、初段および5段の実技合格者に対して実施する。
7. 学科試験問題は、中央段級審査委員会が作成したものを使用する。

第16条 受験希望者は、受験申請書<様式1>に指定事項を記入の上、<付表2>より<付表7>に定める検定料を添え、段級審査会開始前の指定日時までに提出するものとする。同時受験の手続きにあつては、前条によるとともに、段級ごとに受験申請書を1部ずつ作成し、各段級検定料を加算した検定料を添えるものとする。申請書の記入は受験者本人の自筆によることを原則とする。  
納入された検定料は事由の如何にかかわらず返却しない。

#### 【登録・段級証書】

第17条 協会は、段級審査合格者について段級位原簿に登録するとともに、段級位証書を授与する。

第18条 協会は、第8条規程による称号者について称号原簿に登録するとともに、称号証書を授与する。

第19条 取得した段級位は永年有功である。

#### 【段級事務委託】

第20条 協会は、中央段級審査委員会の答申に基づき、第17条の規程のうち1級以下の級位証書の交付事務を加盟団体に委託することができる。事務委託を受ける加盟団体は、第5条による段級審査委員会の設置の承認を得たものとする。

#### 【段級登録申請および登録料】

- 第21条 加盟団体は加盟団体段級審査委員会において合格した者については<付表2>から<付表7>に定める登録料を添え、<様式1>により協会へ登録申請を行うものとする。
- 協会は、この申請に基づき、中央段級審査委員会の承認を得て、第17条に準じて処理を行うものとする。
2. 加盟団体は、合格した者についての事務処理を受験日より1ヶ月以内に行うものとする。

#### 【罰 則】

- 第22条 段級審査委員会委員、称号者または段級位を有する者が、段級審査会、受験等に関連して不正行為をなし、あるいは、その他品位を汚し、名誉を毀損する等の行為があったときは、中央段級審査委員会の答申を経て、理事会の決議をもってその役職、称号または段級位の返上を命じ、または剥奪することができる。
- 第23条 前条に準じ、加盟団体より申請のあった場合も、前条に準じて処理するものとする。
- 第24条 段級事務委託に関しての不正行為、並びに事務処理の停滞があった場合は、中央段級審査委員会の答申を経て、理事会の決議をもって事務委託の停止を行うことができる。

#### 【検定料の特例について】

- 第25条 会員登録において、「生徒」として登録されている会員が3段以下の段級位を受験する際の検定料については半額とし、段級証書のみ交付するものとする。なお、事務委託料については、基準表のとおりとする。

#### 【附 則】

1. 段級審査会の競技規則は、協会の定める各競技規則によるものとする。
2. 本規程の改廃は中央段級審査委員会および理事会の議決を経て実施する。
3. 本規程は、平成13年4月1日より施行する。
4. 本規程は、平成13年10月20日改正された。
5. 本規程は、平成20年5月24日改正され、平成21年4月1日より施行する。
6. 本規程は、平成20年12月13日改正され、平成21年4月1日より施行する。
7. 本規程は、平成21年5月30日改正され、平成21年6月1日より施行する。
8. 本規程は、平成22年2月27日改正され、平成22年2月27日より施行する。
9. 本規程は、平成26年2月22日改正され、平成26年4月1日より施行する。
10. 本規程は、平成27年2月21日改正され、平成27年4月1日より施行する。

11. 本規程は、平成 27 年 3 月 28 日改正され、平成 27 年 4 月 1 日より施行する。
12. 本規程は、平成 27 年 7 月 25 日改正され、平成 27 年 8 月 1 日より施行する。
13. 本規程は、平成 27 年 11 月 21 日改正され、平成 27 年 11 月 21 日より施行する。
14. 本規程は、平成 28 年 2 月 20 日改正され、平成 28 年 4 月 1 日より施行する。

公益社団法人日本ライフル射撃協会  
公認競技会の格付規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人日本ライフル射撃協会（以下協会という）が公認する競技会について、競技レベルや開催規模を明確化することで、会員の競技会への参加を促進することを目的とする。

(適用の範囲)

第2条 協会が公認する全ての競技会を対象とする。

(格付内容および名称)

第3条 協会は、公認する競技会を参加者の競技レベルや開催規模に応じて、格付を行う。格付の名称は、グレードとし、重要度の高い順に1、2、3、4の4段階とし、それぞれグレード1（略称：G1）、グレード2（略称：G2）、グレード3（略称：G3）、グレード4（略称：G4）と称する。

1. グレード1は、国内最高位の競技会で、同一会場で競技を行なう競技会とし、次のとおりとする。  
全日本選手権大会、全日本選抜大会、国民体育大会
2. グレード2は、グレード1に準ずる競技会で、原則として同一会場で競技を行なう競技会とし、次のとおりとする。  
東西日本大会、全日本社会人大会、全日本学生大会、日本学生選抜大会、全国高校生大会、全国高校生選抜大会、全国クラブ対抗大会、JOC カップ、ジュニア・ビーム、全日本マスターズ大会、日本スポーツマスターズ。
3. グレード3は、種目別またはブロック別での競技会で、競技力向上のために開催される競技会とし、次のとおりとする。  
地域ブロック大会（国体ブロック大会）、朝霞ピストル大会、広島ピストル大会、東日本 FP,AP,HR、全国選抜クラブ対抗、秋田ピストル大会、東日本 FP・AP・HR 大会、西日本 AP・HR 大会、ランクリスト。
4. グレード3の競技会においては、競技会の運営体制がグレード2相当であり、大会参加者総数がのべ30名以上で、当該種目への参加者数が8名以上の場合は、理事会の承認を得て、グレード2相当の格上グレード3（略称：G3+）の競技会とすることができる。
5. グレード4は、その他競技会とし、次のとおりとする。  
加盟団体が単独又は共同して実施する大会、加盟団体の支部・部会が実施する

大会ほか。

6. 選手強化委員会の要請により実施する競技会については、理事会の承認を得ることで、グレード2またはグレード3の競技会とすることができるものとする。

(グレードと記録の公認)

第4条 グレードと記録の公認は、記録公認規程による。

(グレードと競技運営体制について)

第5条 グレード1、グレード2及び格上グレード3の競技会においては、テクニカルデレゲート（競技委員長）を配置し、ルールブックに則した競技会運営を厳格に実施するものとする。

2. グレード3の競技会においては、ルールブックに基づき競技運営を実施することとするが、テクニカルデレゲート（競技委員長）に代わり本部公認審判員を配置し、その指示の元に服装検査等に簡素化を図った競技会運営をおこなうことができるものとする。
3. グレード4の競技会においては、ルールブックに基づき競技運営を実施することとするが、テクニカルデレゲート（競技委員長）に代わり公認審判員を配置し、その指示の元に服装検査等に簡素化を図った競技会運営をおこなうことができるものとする。

(グレードとファイナルの実施)

第6条 グレード1、2および格上3の競技会で、ライフルおよびピストルのオリンピック種目の競技を行う場合は、当該大会のTDが実施不可能と判断する場合を除き、必ずファイナルを実施しなければならない。

(グレードと標的に撃ち込む弾数について)

第7条 グレードと標的に撃ち込む弾数については、ルールブックによる。

(グレードと段級受験について)

第8条 グレードと段級受験については、次のとおりとする。

- ① グレード1、グレード2については、すべての段級位の受験を認める。
- ② グレード3、グレード4については、4段以下の受験を認める。

(グレードとランキング)

第9条 協会は、次によりランキングを実施する。

- ① 対象の種目

スモールボア・ライフル 3×40M、P60M、3×20W

エア・ライフル S60M、S40W

ピストル 50mP、25mPW、RFP

エア・ピストル 60M、40W

ビーム・ライフル S60M、S40W

ビーム・ピストル 40M、40W

② 対象競技会のグレード グレード1、グレード2、格上グレード3、ランクリスト競技会、各ブロックで開催される国体予選会

③ その他の競技会

理事会が派遣を決定した国外で開催される競技会については、ランキングの対象とするものとする。

(試合のグレードの公表)

第10条 協会は、グレード2以上の競技会については当該年度の開始前に、事業計画書に記載するとともに、協会のWebで公開する。

2. 協会が公認する競技会においては、競技会の開催要項等にグレードを記載するものとする。

(装薬けん銃、空気けん銃更新に際して認める競技会との関係)

第11条 装薬けん銃更新のために協会が参加を必要と認める競技会は、グレード3以上の競技会とする。

2. 空気けん銃更新のために協会が参加を必要と認める競技会は、グレード4以上の競技会とする。なお、年間で1回以上はグレード3以上の競技会参加が必要。

(ライフル銃の所持に関する推薦基準要綱との関係)

第12条 ライフル銃の所持に関する推薦基準要綱に定める競技会は、グレード4以上の競技会とする。

(附 則)

第13条 本規程の改廃は、理事会にて行う。

本規程は平成20年12月13日に改正され平成21年4月1日から施行する。

2. 本規程は平成23年2月26日に改正され平成23年4月1日から施行する。

3. 本規程は平成23年11月26日に改正され平成23年12月1日から施行する。

4. 本規程は平成24年9月22日に改正され平成25年4月1日から施行する。

5. 本規程は平成27年3月28日に改正され平成27年4月1日から施行する。

(第6条追加G3+以上のファイナル競技必須化)

6. 本規程は平成28年2月20日に改正され、平成28年4月1日から施行する。

(第3条 G3+は総数30名種目で8名必須等追記)

参考1 公認競技会の格付と段級、記録公認等の一覧

グレード 及び 競技会名	受験で きる段 級	記 録 公 認			
		日本記録	けん銃の 参加認定	空気けん銃 の参加認定	ライフル銃 の参加認定
G 1 全日本選手権大会 全日本選抜大会 国民体育大会	制限なし	○	○	○	○
G 2 全日本社会人大会 東西日本大会 全日本学生大会 日本学生選抜大会 全国高校生大会 全国高校生選抜大会 全国クラブ対抗大会 JOC カップ ジュニア・ビーム 全日本マスターズ大会 日本スポーツマスターズ	制限なし	○	○	○	○
G 3 地域ブロック（国体ブロック大会） 朝霞ピストル大会 広島ピストル大会 東日本 FP,AP,HR 全国選抜クラブ対抗 秋田ピストル大会 東日本 FP・AP・HR 大会 西日本 AP・HR 大会 ランクリスト（注2、注3） ほか	4 段 ま で	×注1	○	○注2	○
G 4 加盟団体	4 段 ま で	×	×	○注4	○

注1) G3の競技会で、一定条件を満たした種目は、G2相当の格上G3競技会とし、G2と同等の競技会とする。（日本記録、受験段級ほか）

注2) ランクリストは、1期日（同一月に、2回以上参加であっても）では最初の1回のみを空気けん銃の参加認定とする。

注3) 平成21年度からランクリストは、地域リーグ戦として実施。

注4) 年間1回以上はG3以上の競技会参加が必要。

参考2 競技運営体制

審判員等の配置

名称		G区分と資格				備考 (選手の兼務)
		G1	G2, G3+	G3	G4	
大会委員長		配置	配置	配置が望ましい	配置が望ましい	・兼務可
テクニカル デレゲート または競技委員長		<u>TD有資格者①</u>	<u>TD有資格者①</u>	<u>本部公認審判員①</u>	<u>公認審判員①</u>	・兼務不可
大会組織委員長		配置	配置	配置が望ましい	配置が望ましい	・兼務可
ジュリーオブアピール (上訴審判員)	チーフ・ジュリーオブアピール (上訴審判長)	<u>本部公認審判員①</u>	<u>本部公認審判員①</u>	<u>本部公認審判員①</u>	公認審判員①	・G1, G2, G3は兼務不可 ・G4は兼務可
	ジュリーオブアピール (上訴審判員)	<u>公認審判員②</u>	公認審判員の配置が望ましい	公認審判員の配置が望ましい	公認審判員の配置が望ましい	・G1は兼務不可 ・G2, G3, G4は兼務可
ジュリー (審判員)	チーフ・ジュリー (審判長)	<u>本部公認審判員①</u>	<u>本部公認審判員①</u>	<u>公認審判員①</u>	公認審判員①	・G1, G2, G3は兼務不可 ・G4は兼務可
	ジュリー (審判員)	<u>公認審判員②</u>	<u>公認審判員②</u>	公認審判員の配置が望ましい	公認審判員の配置が望ましい	・G1, G2は兼務不可 ・G3, G4は兼務可
レンジオフィサー (射場長)	チーフ・レンジオフィサー (射場長)	<u>本部公認審判員①</u>	<u>本部公認審判員①</u>	公認審判員	公認審判員	・G1, G2は兼務不可 ・G3, G4は兼務可
	レンジオフィサー (射場役員)	公認審判員が望ましい	公認審判員が望ましい	公認審判員希望者可	公認審判員希望者可	・兼務可
配置が必要な最低限の専任の人数		8	6	3	1	・G4は、兼務等を含めて3名以上の審判員を配置
<p>注1) 二重線で囲まれた区分は、必ず配置しなければならない。○数字は、最低必要人数。</p> <p>注2) 下線太字の区分では、選手と兼務することはできない。</p> <p>注3) 上記以外の区分では、選手と審判員等の兼務は可であるが、自身の出場する種目では兼務はできない。</p> <p>注4) 審判員等は競技会に必要な人数を配置すること。 なお、全ての競技会で、3名以上の審判員を配置すること。</p> <p>注5) 格上G3の競技会での審判員等の配置は、G2に準ずるものとする。</p>						



